

令和4年度一関市異業種等連携新事業チャレンジ事業費補助金募集要領

1 目的

本事業は、異なる業種の複数の事業者等がグループを構成して実施する市の地場産業その他の資源を活用した新たな商品・サービスの開発や販路拡大の取組及び消費喚起事業等の取組に対し補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて停滞している本市の経済活動の活性化や地域内の経済循環の創出を図ることを目的とします。

【本事業における事業者の取り扱い】

本事業における「事業者」は、原則次のとおりとします。

(1)法人（中小企業者等※）

(2)個人事業主

(3)法人格を有しない組織（以下「任意団体」という。）のうち次の要件を満たす組織
ア 会則、規約等により代表者の定めがあること。
イ 財務諸表等があり、資金、財産の管理等を適正に行えること。

※ 中小企業者等：①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。②特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、その他中小企業等協同組合法に基づく組合）で、中小企業基本法第2条第1項各号の要件を満たす者をいう。

2 事業概要

原則2者以上の異なる業種の事業者が連携し、新たに取り組む、市の地場産業やその他の資源を活用した新たな商品・サービスの開発、販路拡大及び消費喚起事業等を募集し、地域経済の活性化及び好循環に資するとして選定された事業に対し、経費の一部を補助します。

また、事業者が連携して取り組む事業に、学生が連携し参加することができます。なお、申請内容の審査については、書面審査による採点審査を実施します。

【事業イメージ（補助事業としての選定を確約するものではありません。）】

ア 複数事業者の連携によるデリバリーサービス事業、インターネットを活用した共同販売事業の実施。

イ 複数の事業者が連携し、市内の個人消費の喚起及び販売促進につなげるため、スタンプラリーやクーポン券事業の実施。

ウ 異なる業種の事業者が連携した新商品の開発及び展示販売会の開催。

エ 事業者とデザイナーが連携し、既存の商品の新たなパッケージデザインを作成するなどのリブランディングの実施。

(1) 補助対象者

一般型：構成員の半数以上が市内に事業所を有する事業者等で構成された団体

学生連携型：構成員の半数以上が市内に事業所を有する事業者等で構成された団体に学生等で構成された団体が連携し参加している団体

(2) 補助額

上限 100 万円

(3) 補助率

一般型：補助対象経費の2/3以内（千円未満切捨て）

学生等連携型：補助対象経費の5/6以内（千円未満切捨て）

(4) 交付予定件数

10 件程度（事業内容を総合的に評価・採点し決定します）

(5) 申請受付期間

第1期 令和4年6月22日（水）～7月15日（金）

第2期 令和4年8月1日（月）～8月19日（金）

第3期 令和4年9月5日（月）～9月22日（木）

※補助金の交付決定額が予算の額に達した時は、募集スケジュールによらず募集を終了します。

※異なる業種とは

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「標準産業分類」という。）の中分類において異なる分類に属する業種をいう。

※連携とは、次に掲げるすべての項目に該当する者といたします。

①2者以上の事業者の連携であること。

②構成員がそれぞれに有する「強み（ノウハウや技術、設備等の経営資源）」を有効に組み合わせることが事業実施に不可欠であることを事業計画において明確かつ具体的に示せること。

③補助事業への申請にあたり、事業実施団体内での役割や責任体制等が明確、かつその内容について全構成員同意済みであることを確認できること。

3 申請要件

(1) 事前相談（必須）

交付申請する際は、一関市役所観光物産課において必ず事前相談を行ってください。事前相談は予約制です。

※募集期限間近になると込み合うことが想定されますので、お早めにお申し込みください。

※できる限り交付申請書、事業計画書を作成したうえで、相談にお越してください。

(2) 申請にあたっては、以下の(ア)～(ク)のすべての要件を満たす必要があります。

ア 新たに取り組む事業であること。

イ 異なる業種の複数の事業者で取り組む以下のいずれかに該当する事業であること。

(i) 新型コロナウイルス感染症への対応や収束後を見据えた商品・サービスの開発や販路拡大につながる事業

例) 伝統工芸品×デザイナーによる新商品の開発、複数事業者の連携によるデリバリーサービス事業、インターネットを活用した共同販売事業 等

(ii) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売り上げ減少回復のために実施する消費喚起事業

例) 集客・販促イベントの実施、共通ポイントカード事業、プレミアム付き商品券事業、スタンプラリー 等

(iii) その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売り上げ減少回復のために実施する事業

ウ 申請事業者にあっては、以下の要件すべてに該当すること

(i) 2者以上で構成された市内に本店又は主たる事業所を有する事業者を代表とする事業者団体、または法人格を有しない組織(以下「任意団体」という。)のうち、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定している組織。

(ii) 市税を滞納していないこと。

(iii) 一関市暴力団排除条例(平成27年一関市条例第38号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

(iv) 公序良俗に反する事業又は社会通念上不適切であると判断される事業を行う者でないこと。

エ 連携事業者にあっては以下のすべてに該当すること。

(i) 一関市暴力団排除条例(平成27年一関市条例第38号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

(ii) 公序良俗に反する事業又は社会通念上不適切であると判断される事業を行う者でないこと。

オ 連携する学生にあっては、以下のすべてに該当すること。

(i) 高校生、高専生、短期大学生、大学生及び専門学生等で構成された3人以上

の団体であること。

(ii) 団体の活動について、教員が指導又は学校の承認を得た学生の団体であること。

(iii) 学生等は、申請事業者になることはできない。

カ 申請事業者及び連携事業者で構成される2者以上の事業者の内訳は2分の1以上が市内で事業を実施している事業者であること。

キ 同一所在地の事業者による連携、経営者が同一の事業者による連携、資本関係等のあるグループ会社同士による連携でないこと。

ク 消耗品や備品の購入だけを目的に行われる事業やチラシの印刷だけを目的に行われる事業等、単なる購入等が目的の事業でないこと。

4 補助金

(1) 補助金の交付の対象

ア 補助金の交付の対象期間

補助金交付決定通知の日から令和5年2月28日まで

※対象期間内に事業経費の支払いが完了している必要があります。

イ 補助対象経費

補助対象となる経費は、申請事業者及び連携事業者が、補助事業のために調達・支出したもののうち、以下に該当するものとします。

- 備品購入費（耐用年数3年以上かつ税込購入単価が3万円以上のもの）
- 委託費
- 消耗品費（耐用年数3年未満または税込購入単価が3万円未満のもの）
- 印刷製本費（広告宣伝費等も含む）
- 謝金（外部講師謝礼等）
- 賃借料（イベント会場使用料、設備リース料等）
- 賃金（本事業にかかる部分のみ。既存事業分を除く）
- 旅費、交通費（総事業費の2割以内）
- その他市長が必要と認める経費

ウ 補助対象外となる経費

補助対象外となる経費の例は以下のとおりです。

- 見積書、契約書、納品書、請求書、振込控え、領収書等証拠書類がないもの
- 既存事業に要する経費
- 飲食費、交際費、租税公課、不動産購入費
- 国や自治体等で行う他の補助金の対象となっている経費
- PC、タブレット端末、スマートフォン、プリンター等汎用性があり、目的外

になり得るものの購入費

- 目的外使用となり得る自動車等車両の購入費、修理費、車検費用
- 中古品市場において、原則、価格設定の適正が明確でない中古品の購入費
- 商品券等の金券、クーポン・ポイントで支払った経費
- 親会社、子会社、グループ企業等関連会社との取引経費
- 一括再委託が行われている経費
- フランチャイズ契約に伴う加盟料、広告料等F C本部に支払う経費
- 申請者が対外的に自社の通常業務としている業務を外部委託した時の経費
- 一般価格や市場価格等と比べて著しく高額な費用
- 委託費や契約・実施・支払い等が不適切と認められる経費
- 公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

(2) 補助額

一般型：対象経費の総額の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とします。

学生等連携型：連携する事業者等に学生が含まれる場合は、6分の5に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とします。

ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とします。

(3) 補助金の前金払

補助金は、原則として補助事業完了報告書類の提出を受け、その審査の完了後にお支払いします。ただし、補助事業者から前金払いの請求があった時は、前金をお支払いします。

(4) 補助事業に係る経理

ア 補助対象経費を執行するにあたって、請求書、領収書等にその経費が補助事業に直接関係することがわかるよう記載してください。また、必要に応じて、専用口座を開設するなど、対象経費が明確となるよう適切に記載してください。

イ 補助対象経費の支払い方法は、原則として「現金支払い」または「振込」のみとします。小切手、手形、相殺払い等は認められません。また、各種ポイント、金券・商品券等は使用しないでください。

ウ 領収書のあて名は、補助事業実施グループ名としてください。

エ 見積、発注、納品、検収、請求、支払い等の手続き、帳簿の作成、証拠書類等の整理を遺漏なく行い、関係書類は5年間保存してください。

5 事業の募集

(1) 申請スケジュール

募集のスケジュールは次のとおりとします。ただし、補助金の交付決定額が予算の額に達した時は、募集スケジュールによらず募集を終了します。また、補助金の交付決定額が予算の額に達しないときは、追加募集する場合があります。

期別	申請期間	交付決定予定日
第1期	令和4年6月22日(水)～7月15日(金)	7月27日(水)
第2期	令和4年8月1日(月)～8月19日(金)	8月31日(水)
第3期	令和4年9月5日(月)～9月22日(木)	10月5日(水)

(2) 申請方法

次により、「5(1) 募集スケジュール」に示す各期別の申請期限までに提出してください(必着)。

ア 申請書類

1	補助金交付申請書	様式第1号	
2	グループ構成書	様式第1-2号	
3	学生団体概要書 ※学生連携型の場合に限る	様式第1-3号	
4	事業計画書 ※各審査項目について評価できるよう具体的に記載してください。	様式第2号	
5	誓約書兼同意書 ※構成員となるすべての事業者分の提出が必要です。	様式第3号	
6	代表事業者が (代表事業者分のみ)	法人	現在事項全部証明書
		個人事業主	本人確認書類、営業実態を証明する書類
7	経費の積算根拠を確認できる書類		

イ 提出先

〒021-8501 一関市竹山町7-2

一関市商工労働部観光物産課

ウ その他

(i) 申請に要する費用は、応募者の負担となります。

(ii) 申請書類は、返却しませんので、提出前にあらかじめ控えを取るよう
してください。

6 選考の方法

(1) 事業の審査

申請された事業は、次の審査項目により審査を行います。

審査項目	審査の観点
新規性	・現在、一関市で実施されていない新たな仕組みやサービスを生み出す取り組みであるか
連携体制	・事業目的の達成を図るための不可欠な連携体制であるか（実体のない連携となっていないか） ・連携事業者の役割は適切か
実現性	・計画内容、体制について実現性が高いか ・事業期間内に事業完了が見込めるか ・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策がなされているか
継続性	・補助事業完了後に事業を継続できる見込みがあるか
妥当性	・収支予算の積算が適切であるか ・費用対効果が見込めるか（事業内容に比して過大な予算となっていないか）
波及性	・より多くの他事業者に対する波及効果が期待できるか ・地域経済の活性化に寄与する事業であるか

(2) 補助事業の決定

審査の結果、上位の評価を受けた事業から順に、予算の範囲内で、補助事業及び補助額を決定します。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、「5（1）募集スケジュール」に示す各期別の決定期日（予定）に一関市公式ホームページに掲載するほか、応募者宛て文書により通知します。

なお、選考結果に対する異議は認めません。

7 補助事業の実施に係る留意事項

(1) 決定の取り消し及び返還

補助事業者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部の取り消し及び返還を命じる場合があります。

ア 虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

イ 補助金等を補助事業等の目的以外に使用したとき。

ウ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 財産処分の制限

補助金の交付を受けて購入した設備等（耐用年数3年以上かつ税込購入価格3万円以上のもの）は、市長の承認を受けずに、当該交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない財産となります。ただし、対象事業を完了した日から5年を経過した場合は、この限りではありません。

(3) 補助事業終了後は、事業実績書、領収書の写し、見積書・請求書の写しなど内訳・数量がわかる書類、事業結果のわかる書類（写真等）を提出してください。

(4) 補助事業に係る対象経費の実績額が予算額を下回る場合、補助金の充当を見込む経費のうち補助対象経費に該当していない経費がある場合は、交付決定額が減額となる場合があります。

※申請書は、市のホームページからダウンロードできます。また、一関市役所新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）、各支所産業建設課、一関商工会議所に配置しています。

【お問合せ先】

一関市商工労働部観光物産課

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電話：(0191) 21-8415（ダイヤル）